平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成30年6月12日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名詞	義員の指名	4番 清水 修 5番 赤木 貴尚
日程第2	審議期間の決定		16日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 説明
日程第5	報告第2号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の 報告について	市民部長 説明
日程第6	報告第3号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係 る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第7	報告第4号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第 12号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第5号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第4号)の専決処分の報告につい て	建設部長 説明
日程第9	報告第6号	平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明 許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第10	報告第7号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予 算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第8号	平成29年度壱岐市一般会計予算の事故繰 越し繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第12	報告第9号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報 告について	建設部長 説明
日程第13	議案第39号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正につ いて	保健環境部長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、 可決
日程第14	議案第40号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正につい て	市民部長 説明
日程第15	議案第41号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正 について	市民部長 説明

日程第16 議案第42号	武生水B辺地(変更)、渡良A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、東可須辺地(変更)、和田辺地(変更)、池田辺地(変更)、治田辺地(変更)、筒城辺地(変更)、志原A辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長 説明
日程第17 議案第43号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成につ いて	建設部長 説明
日程第18 議案第44号	市道路線の廃止について	建設部長 説明
日程第19 議案第45号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事 (勝本庁舎) 建築工事請負契約の変更について	建設部長 説明
日程第20 議案第46号	水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締 結について	消防長 説明
日程第21 議案第47号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第 1号)	財政課長 説明
日程第22 議案第48号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第23 議案第49号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第24 陳情第2号	壱岐海域における海砂採取に関する陳情書	
日程第25 要望第1号	壱岐島開発総合センターの調理室等の改修 について	

本日の会議に付した事件 (議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 山川 忠久君 2番 山内 豊君

3番	植村 圭司君	4番	清水	修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷	勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋	正吾君
10番	町田 正一君	11番	鵜瀬	和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山	繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂	敏文君
16番	小金丸益明君			

欠席議員(1名)

8番 呼子 好君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	髙下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長(小金丸益明君) 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、傍聴人の方にお願いを申し上げます。傍聴人は傍聴席以外の議場に入ることはできません。また、議員、執行部職員等とも休憩中も含め議場内で会話をすることができませんので御了承ください。

長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいた しておりますので御了承願います。

また、平成30年度壱岐市採用職員の傍聴を、研修の一環ということで許可をいたしておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイ等の着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

呼子議員から、欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成30年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出があっておりますので、これを許します。中原副市長。

〇副市長(中原 康壽君) おはようございます。それでは、私のほうから、4月1日付人事異動に伴いまして、今回から議会へ出席する職員並びに異動した職員について紹介をいたしたいと思います。

まず、企画振興部長の本田政明でございます。

- **○企画振興部長(本田 政明君)** 本田です。よろしくお願いいたします。
- **〇副市長(中原 康壽君)** 次に、建設部長の永田秀次郎でございます。
- **〇建設部長(永田秀次郎君)** おはようございます。永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇副市長(中原 康壽君)** 続きまして、市民部長の原田憲一郎でございます。
- ○市民部長(原田憲一郎君) おはようございます。よろしくお願いします。
- **〇副市長(中原 康壽君)** 続きまして、教育委員会教育次長の堀江敬治でございます。
- **〇教育次長(堀江 敬治君)** おはようございます。どうぞよろしくお願いします。
- **〇副市長(中原 康壽君)** 以上4名でございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。
- 〇議長(小金丸益明君) 議会事務局の職員も異動があっておりますので、御紹介いたします。米 村事務局長でございます。
- ○事務局長(米村 和久君) 米村でございます。よろしくお願いします。
- **〇議長(小金丸益明君)** 村田事務局次長でございます。
- **〇事務局次長(村田 靖君)** 村田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(小金丸益明君) 折田事務局係長でございます。
- ○事務局係長(折田 浩章君) 折田です。よろしくお願いします。
- ○議長(小金丸益明君) これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(小金丸益明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、清水修議員、5番、赤 木貴尚議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

〇議長(小金丸益明君) 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、去る6月8日に議会運営委員会が開催され、協議を行っておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。町田議会運営委員長。

〔議会運営委員長(町田 正一君) 登壇〕

○議会運営委員長(町田 正一君) おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について協議のため、去る6月8日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から6月27日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告8件、条例の一部改正3件、平成30年度補正 予算関係3件、その他5件の合計19件となっております。

また、陳情2件、要望1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、6月13日の正午までに通告 書の提出をお願いします。

6月14日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、 質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようにお願いします。

なお、上程議案のうち議案第47号平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いします。

6月19日から21日の3日間を一般質問としております。

6月22日に各常任委員会を開催し、25日に予算特別委員会を開催するようにいたしております。

6月27日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、議案第39号壱岐市国民健康保険条例の一部改正につきましては、委員会付託を省略し、 全員審査を行い、質疑終了後に、討論、採決を本日お願いいたします。

また、本定例会の審議期間中に、請負契約の締結3件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、平成30年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長(町田 正一君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) お諮りします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小金丸益明君) 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(小金丸益明君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成30年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は19件、陳情等3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信 しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る4月11日から12日の2日間、佐世保市において、平成30年度長崎県市議会議長会定期総会が開催されました。会議では、平成29年度後期の事務報告、平成29年度収支決算報告、平成30年度予算、各市からの提出の22議案及び、九州議長会への長崎県13市共同提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。役員改選では、壱岐市は長崎県市議会議長会の監事、全国市議会議長会の建設運輸委員会委員を受け持ったところであります。

次に、4月26日、佐賀市において、第93回九州市議会議長会定期総会が開催されました。 会議では、平成29年度事務報告及び決算報告、平成30年度予算及び全国市議会議長会定期総 会へ提出の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。

次に、5月23日に東京都におきまして開催された全国民間空港所在都市議会協議会第93回 定期総会に出席をいたしました。

会議では、国土交通省航空局より、関係予算等の概要説明がなされ、事務報告及び平成30年 度事業計画・歳入歳出予算が承認・可決されたところであります。

次に、5月30日に、長崎県市議会議長会で、衆議院第2議員会館におきまして、長崎県選出 国会議員への要望活動を行いました。

壱岐市からは、離島航空路における海上高速交通体系の維持についての要望をいたしました。 次に、同日午後より開催された全国市議会議長会第94回定期総会に出席をいたしました。

会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から、議員20年以上で、市山繁議員、正副 議長4年以上で、鵜瀬和博議員、全国市議会議長会評議員としての感謝状を私、小金丸と鵜瀬和 博議員が表彰されましたので、御報告申し上げますとともに、この後、伝達いたしたいと思いま す。

会議では、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか出席のもと開催され、表彰式の後、一般事務及び各会計報告、各委員会の事務報告並びに、各部会より提出された27議案及び議長提出の5議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、3月29日に長崎市において開催された長崎県病院企業団議会平成30年第1回定例会 に、市山繁議員、赤木貴尚議員が出席されております。役員改選において、企業団議会の議長に 市山繁議員が就任されております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいた します。

今定例会6月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会教育長に説明員と して出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、議会側から執行部へ専決処分の取り扱いについて申し入れを行います。

専決処分の取り扱いについては、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例において定められておりますが、本6月議会において専決処分の報告が多く、通年議会のメリットである行政執行の迅速化及び合理性が図られていない状況にあります。

つきましては、通年議会を施行しているので本会議を開催し、議案として提出され十分な審議 を行われるよう申し入れをいたします。

また、この件については、平成25年6月にも申し入れを行っております。

今後は、通年議会実施要綱を十分御理解いただき、必要な処置をとられるよう進言いたします。 それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。

受賞者の名前を事務局に読み上げさせますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長(米村 和久君) おはようございます。

ここで、5月30日に東京都におきまして開催の全国市議会議長会第94回定期総会におきまして、会議に先立ち議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市議会議員3名に賞状の伝達がありましたので、御紹介を申し上げます。

市山議員におかれましては、昭和62年10月、芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの15年2カ月間を町議会議員として勤続をされました。その2分の1が市議会議員の勤続に通算され、また、市議会議員を12年9カ月勤続をされておられますので、議員在籍20年以上の表彰を受けられたところであります。

また、鵜瀬議員におかれましては、議長を2年、副議長を2年歴任されており、正副議長4年

の表彰を受けられたところでございます。

また、全国市議会議長会の評議員といたしまして、会務運営の重責に当たられているということで、小金丸議長と鵜瀬議員が感謝状を受賞されております。

なお、小金丸議長におかれましては、定期総会に出席をされ、感謝状を授与されておられます ので、2名の方に、ただいまから表彰状の伝達式を行いたいと思います。

まず初めに、市山繁議員、前のほうにお願いします。鵜瀬和博議員も一緒にお願いします。

〔議長(小金丸益明君)、議員(13番、市山 繁君)、

議員(11番、鵜瀬 和博君)演壇前へ移動]

○議長(小金丸益明君) 表彰状、壱岐市、市山繁殿。あなたは壱岐市議会議員として20年の長きにわたって壱岐市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第94回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長山田一仁。

代読でございます。おめでとうございます。

〔議長(小金丸益明君)より議員(13番、市山 繁君)へ賞状伝達〕(拍手)

○議長(小金丸益明君) 表彰状、壱岐市、鵜瀬和博殿。あなたは壱岐市議会正副議長として4年、 壱岐市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会にあたり 本会表彰規程により表彰いたします。平成30年5月30日、全国市議会議長会会長山田一仁。 代読でございます。

〔議長(小金丸益明君)より議員(11番、鵜瀬 和博君)へ賞状伝達〕(拍手)

〇議長(小金丸益明君) 感謝状、壱岐市、鵜瀬和博殿。あなたは市議会議長会評議員として会務 運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第 94回定期総会にあたり深甚なる感謝の意を表します。平成30年5月30日、全国市議会議長 会会長山田一仁。

代読でございます。おめでとうございました。

[議長(小金丸益明君)より議員(11番、鵜瀬 和博君)へ賞状伝達〕(拍手) [議長(小金丸益明君)、議長席へ、議員(13番、市山 繁君)、

議員(11番、鵜瀬 和博君)、自席へ移動〕

○議長(小金丸益明君) ここで、私から今回受賞されました2名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

このたび、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなっております。 このたびの栄誉を機に、この上とも御自愛くださいまして、市政の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

ここで、受賞者を代表されまして、市山議員より謝辞を述べたいとの申し出があっております のでこれを許します。市山繁議員、よろしくお願いします。

〔議員(市山 繁君) 登壇〕

○議員(13番 市山 繁君) 皆さん、改めましておはようございます。

このたび、感謝状の受賞に当たりまして、受賞者を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、小金丸議長さんより、第94回全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会長山田様より、鵜瀬議員には、議長、副議長そして評議員の功績、不肖私には、議員20年の表彰を、今、伝達いただきました。私たち受賞者に対しましても、本当に感無量でございます。

しかし、これには、ひとえに、白川市長さんを初め職員の方、そして、同時に、小金丸議長さん初め議員の方々の御指導、そして市民の皆さん方の御支援のたまものと深く感謝をいたしております。特に、私は、いつも感じておりますが、市議会議員のすばらしい同僚に恵まれて、私は非常に、いつもありがたく思っております。

そしてまた、昨年の7月に行われました市議会議員の選挙によりまして、4人の新人の議員が この議会に参画をされ、新風を吹き込んでおります。私も皆さん方の足を引っ張らないように、 これから一生懸命精進をして、この賞に恥じないように頑張っていきたいと思っておりますので、 どうぞ皆さん方、よろしくお願いいたします。

結びに、壱岐市政にますます発展と、白川市長を初め職員の皆さん、議員の皆さん方のますますの御活躍と、そして御健勝を心より祈念申し上げまして、非常に簡単ではございますけれども、本日の受賞のお礼にかえさえていただきます。本日はまことにありがとうございました。(拍手)

〔議員(市山 繁君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 以上をもちまして、伝達式を終わります。

日程第4. 行政報告

〇議長(小金丸益明君) 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

[市長(白川 博一君) 登壇]

〇市長(白川 博一君) おはようございます。行政報告を行います。

本日ここに、平成30年壱岐市議会定例会6月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成30年春の叙勲・褒章が発表され、本市から3名の方が受章されております。元郷ノ浦町議会及び壱岐市議会議員の近藤団一様が、地方自治功労として旭日双光章を、元文部科学省初等中等教育局視学官の吉野弘一様が、文部行政事務功労として瑞宝双光章を、多年にわたり保護司を務められておられる村田徹郎様が、更生保護功績として藍綬褒章を受章されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

さて、国内初となる大型**遠隔操縦航空機実証試験について**は、5月9日のオープニングセレモニーから、5月24日までの間、計9回のフライトが行われ、無事終了いたしました。

今回の実証試験は、主催であるジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ社 との共同研究という位置づけで、壱岐市としても積極的に取り組んでまいりました。

平和的な利用、さらに安全性も十分確認できることなど総合的に判断し、議会、地域住民皆様、 そして長崎県の御理解をいただき取り組んできた本実証試験は、壱岐市にとって大変意義あるも のでありました。

離島である壱岐市で国内初の最先端技術の実証試験が行われたことで、国内外で大きな注目を 浴び、壱岐市の大きなPRにつながったものと認識しております。

また、本実証試験に多くの関係スタッフ皆様が来島され、宿泊、飲食、交通関係、関連工事等、現時点で8,000万円を超える経済効果があったとの分析もあり、消費拡大等につながったものと考えております。

さらに、壱岐市の子供たちが最先端の科学技術に触れる機会として、5月13日の一般公開に合わせキッズデーが開催され、市内小学校でも航空技術等の講演を行っていただくなど、子供たちに夢と希望を与えていただいたものと思っております。

また、本市が推進しているインバウンド対策として、GA社スタッフによる視察も行っていただき、本市の自然景観等に感銘を受けたことなど、さまざまな御意見等いただいたところであります。

私も遠隔操縦航空機のフライトや映し出されるモニター等を拝見し、その高い技術力に驚くと ともに、特に、国境離島に位置する離島にとって、密漁・密輸の取り締まりや海難・救助支援等、 この技術は大いに活用できるのではないかと改めて感じたところであります。

約2週間程度の実証試験でありましたが、壱岐市へのさまざまな有意義な効果を得て、改めて

本実証試験の実施に御理解いただきました議会、地域住民皆様、長崎県、漁協等関係機関、公益財団法人ながさき地域政策研究所に改めて厚くお礼を申し上げます。

今後、日本における遠隔操縦航空機の運航が、国家的なプロジェクトとして検討されることが 予想されますが、壱岐市といたしましては、今回の実証試験の検証を踏まえ、議会、地域住民皆 様初め関係機関等との協議を行い、その取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

壱岐空港における滑走路延長につきましては、現在就航しているORCのQ200型機は、耐用期限とされる8万サイクルを2020年に迎える予定であり、その後継機として現在、Q400型機への更新について検討がなされております。このため、Q400型機が就航できる必要滑走路延長等の検証について、ORCに依頼をしていたところ、5月24日に最終的な検証結果の報告を受けました。

それによりますと、Q400型機が、乗客定員74名、貨物室の最大制限重量633キロを搭載して壱岐空港に就航する場合、必要滑走路延長は、現在の1,200メートルから300メートル延伸した1,500メートル、滑走路幅は、現在の30メートルから15メートル拡幅した45メートルに、空港の幅につきましても、滑走路中央から75メートル、つまり全幅150メートルが必要となります。さらに、配置すべき消防車両の数を現在の1台から2台にすることなどの変更を行う必要があるとのことであります。また、現行の壱岐空港の滑走路延長1,200メートルで、Q400型機を運用する場合は、搭乗者数を27名までに制限する必要がるとのことでありました。

この報告を受け、今後、長崎県を初め関係機関と十分協議を行うとともに、これまで申し上げてまいりました壱岐市国境離島民間会議委員を中心に官民一体となった壱岐空港整備期成会の設立を推進してまいります。

空港を整備する場合、相当の期間を要し、すぐに解決できるものではありません。このためORCでは、現在、壱岐空港で就航できるQ200型機の中古の機体を選定中であります。本市における空港の整備は、本市の振興発展のために不可欠な案件であり、今後、長崎県、市議会、関係機関等と協議を進めてまいります。

次に、**有人国境離島法について**でございますが、昨年4月の法の施行から1年が経過いたしました。

本法律の施策4本柱である「運賃低廉化」、「輸送コスト支援」、「雇用機会拡充」、「滞在型観光促進」の各事業において着実に成果が上がっております。

「運賃低廉化」では、航路・航空路のJR並み運賃が実現し、市民皆様の負担軽減が図られ、利用率では、航路利用者で4.4%の増、航空路利用者が8.2%の増、利用者合計で3万578人の増となっており、国費が1億1,274万円、市及び県費がそれぞれ4,612万円の

補助実績となっております。

「輸送コスト支援」では、農水産物の生鮮品全般が対象となり、農業関係では、国費が4,256万円、市及び県費はそれぞれ709万円、漁業関係では、国費が5,720万円、市及び県費はそれぞれ953万円の支援実績となっており、1次産業生産者の所得向上につながっております。

「雇用機会拡充」では、創業3事業者、事業拡大21事業者に対し、国費で1億5,923万円、市及び県費がそれぞれ3,981万円の補助を行い、75名の雇用を創出しており、うち13名の方がUIターンの方となっております。

「滞在型観光促進」では、国費2,217万円、県費100万円の補助を受け、市において滞在型観光促進事業を実施いたしました。

去る5月14日には、谷川代議士からも御意見をいただいている観光客の「もう一泊」につなげる具体的な施策を推進するため、UIターンの方を中心とした若手による「友人国境離島振興に係る第1回意見交換会」を開催し、さまざまなアイデアを提案いただきました。

その後、5月19日に「第1回壱岐市有人国境離島法有識者懇話会」を開催し、谷川代議士の 出席はかないませんでしたけれども、長崎県議会離島・半島地域振興特別委員会の宅島委員長に 御出席いただき、アイデアの実現化に向けた情報共有や意見交換を行いました。

今後、さらに離島振興を加速させるためにも、市民皆様、県・市が一丸となり取り組みを進めていく所存であります。

次に、災害復旧についてでございますが、平成29年の豪雨災害に伴う農地・農業用施設等災害復旧については、平成29年度国庫補助金交付決定箇所の100%復旧を目指しておりますが、現時点での発注状況は、526地区中136地区の25%、事業費総額は3億4,000万円で、査定決定額比35%の発注率となっております。今後も営農状況等を考慮して、順次発注する予定としておりますので、関係農家の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年12月より工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害279カ所中156カ所を工事契約し、うち38カ所が完成しており、また、その他単独災害につきましても、約100カ所中31カ所を契約し、うち5カ所が完成しております。

被災箇所が多く、また大規模な箇所等もあることから、市民皆様には、通行規制等御不便をお かけしておりますが、今後も引き続き、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりますので、御 理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、交流人口の拡大について申し上げます。

まず、観光振興についてでございますが、平成29年の観光客数は、ハイシーズンである夏場

の好天などから、年間観光客延べ数56万8,790人、対前年比104.6%でありました。また、開館から9年目を迎えた一支国博物館は、本年5月13日に入館者数85万人を達成し、市民皆様を初め多くの方々に御来館をいただいております。

本年3月に、平成30年度から32年度までの第3期壱岐市観光振興計画を策定し、さらなる 交流人口拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

また、5月から9月までの5カ月間、JR西日本とタイアップし、「新幹線で壱岐に行きたい!」キャンペーンを展開しております。九州郵船や島内事業者参画による官民連携のもと、大手旅行会社による旅行商品の販売、JRの車内広告のほか、5月18日から20日までの3日間、JR大阪駅にて「実りの島、壱岐プレミアムマルシェ」を開催し、壱岐のPRと博多港から65分で行ける島・近い島であることの認知度向上に努めております。

西日本エリア最大手の交通機関であるJR西日本との本キャンペーンにより、多くの皆様に御来島いただけるものと期待しております。

今後とも、壱岐市観光振興計画に基づき、壱岐の多彩な観光素材である古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産とあわせて魅力ある壱岐の情報発信を行い、官民一体となり交流人口の拡大、誘客活動を行ってまいります。

次に、**外国人による日本語弁論大会**につきまして、去る5月26日土曜日、第59回大会を、 壱岐の島ホールにおいて開催いたしました。国際教育振興会及び国際交流基金と壱岐市の3者主 催で開催した本大会は、1960年以降、半世紀以上の歴史を持つ伝統である大会であり、当日 は国際教育振興会賛助会の名誉会長であられる高円宮妃久子殿下にも御来賓としてお越しいただ き、大会に花を添えていただきました。

本大会への御後援・御協賛をいただいた国、県、関係機関、関係企業の皆様に改めてお礼を申 し上げますとともに、中学生と高校生の皆さんを初め、当日会場にお越しいただいた市民皆様へ 心からお礼を申し上げます。

大会当日、スピーチをいただいた11カ国12名の出場者の皆様は、27か国105名の応募者の中から選出された方々であり、そのスピーチの内容から、それぞれの日本や日本人に対する熱い思いが強く伝わってまいりました。

現在、壱岐市には、14カ国、約100名の外国籍の方がお住まいであり、外国人観光客も年々ふえている状況でありますが、まだ外国の方と接する機会が少ないというのが現状であります。そのような中、本大会には市内在住の方が2名も選出され、立派なスピーチをされました。このことはとても誇らしいことであり、本大会を契機として、異文化を理解し、さまざまな意見を偏見なく受け入れる多文化共生のまちづくりを一層推進してまいります。

なお、大会の模様は、6月23日土曜日、午後3時からNHKのEテレで放送される予定とな

っておりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

また、6月10日に、**壱岐サイクルフェスティバル2018**が開催されました。第30回の記念大会となる本大会には、島内外から619人の選手がエントリーされ、関係者などを含め多くの皆様に御来島いただきました。当日は、30回記念式典を行い、さらに、ミニイベントとして、小さな子供たちも楽しめるようストライダー(ペダルなしの二輪車)大会でございますけれども、その大会を行うなど節目の30回記念にふさわしいイベントとなりました。当日は、一部交通規制を行い、市民皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたが、無事に終了することができましたことを改めてお礼を申し上げます。

次に、これからの予定でございますけれども、**壱岐市合併15周年記念事業**の一環として、N HK全国放送公開番組「NHKのど自慢」が、本市で開催されます。前回、平成26年3月以来、 5年ぶり3回目の開催となります。日程は7月1日、日曜日、午後0時15分から午後1時まで、 ゲストに大月みやこさんと氷川きよしさんをお迎えし、壱岐の島ホールで開催されます。この 「NHKのど自慢」は、市民皆様が一体感を共有でき、また、壱岐市を国内外に広くPRできる 絶好の機会であり、まさに合併15周年記念にふさわしい番組であります。開催を決定していた だいたNHK様に心から感謝を申し上げる次第であります。

第3回の開催となる**壱岐ウルトラマラソン**につきましては、開催日を10月20日の土曜日に 決定し、ランナーの募集を4月27日から開始しております。

今回から、大会名称を「神々の島壱岐ウルトラマラソン」に変更し、神社・仏閣を初めとする パワースポットが数多く点在する本市の魅力を広くPRしてまいります。

5月末現在の申し込み状況は、100キロメートル236人、50キロメートル78人の応募があっており、全国各地からランナーのエントリーをいただいております。8月31日をエントリー締め切り日としており、今後も、テレビやラジオ、雑誌などあらゆるメディアを活用した情報発信を積極的に進めてまいります。

また、過去2回の大会において、市内各地域での市民皆様の熱心な応援と心のこもったおもてなしがランナーに大変好評であり、ことしの大会も市民皆様の御協力と御声援をよろしくお願いいたします。

次に、**産業の振興**について、まず**農業の振興**でございますが、畜産においては、全国的な繁殖 農家の高齢化や離農による子牛販売頭数の減少などにより、子牛価格の高騰が続いております。 平成29年度の子牛平均価格は83万7,000円と前年比1万1,000円安でありましたが、 29年度の子牛出荷頭数は4,244頭で、前年度より27頭の増となり、畜産販売高全体では、 昨年度に引き続き50億円を超えております。6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価 格が4月市と比較し、1頭当たり1万3,000円高の83万2,000円となっており、特に去 勢につきましては、平均価格90万8,000円での取引で、依然と高い水準を保っております。 一方、6月3日に開催された成牛市においては、219頭が入場しており、繁殖雌牛の減少が 危惧されるところでありますが、本年度は、国・県の補助事業による3棟の牛舎建設が予定され ており、計画ベースで約100頭の増頭が見込まれており、法人による繁殖牛の大規模経営化と あわせて、当面の目標である繁殖牛7,000頭の早期回復を期待するものであります。

なお、全国和牛能力共進会の翌年は、慣例であれば壱岐市和牛振興大会の開催年となりますけれども、次回の全国和牛能力共進会への機運を高めるため、また、壱岐牛のさらなるブランド化の推進を目的とし、畜産関係機関並びに和牛部会組織等の協議の結果、10月25日に壱岐市和牛共進会が開催されることとなっております。

経営所得安定対策事業、いわゆる転作につきましては、今年度から米の直接支払交付金が廃止 されるなど、米政策の大きな転換期を迎えております。

農業の持続的発展には、担い手対策が最重要課題であり、認定農業者の育成、集落営農組織や 集落営農法人の組織化支援に継続して取り組んでまいります。

水産業につきましては、平成29年4月から30年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は12.4%減の3,205トン、漁獲高は14.1%減の27億7,100万円と漁獲量、漁獲高ともに減少しており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。主な要因といたしましては、水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、また魚価の低迷などが考えられます。

このような中、水産業の振興を図るため、有人国境離島法による魚介類の海上輸送費を助成する輸送コスト支援事業や漁業用燃油対策事業、「壱岐市ふるさと商社」を活用し販路の拡大を目指した商品の開発や掘り起こしなど、今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携し、各種施策を積極的に展開をしてまいります。

また、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在162名を認定し、漁業後継者は7名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により漁家経営の改善につなげていただくことを期待しております。

今回、浜の活力再生交付金による箱崎漁業協同組合の製氷施設整備に係る補助金について、所要の予算を計上いたしております。

次に、平成29年度の**市税の収入状況**につきまして、現年度分は、調定額22億6,241万円に対し、収入額22億2,572万円で、収納率は98.38%、前年度98.33%を0.05ポイント上回りました。

滞納繰越分は、調定額2億6,477万円に対し、収入額2,028万円で、収納率は7.66%、前年度8.64%から0.98ポイント下回りました。

一方、国民健康保険税につきましては、現年度分が、調定額7億7,643万円に対し、収入額7億3,587万円で、収納率は94.78%、前年度94.69%を0.09ポイント上回りました。

滞納繰越分は、調定額2億6,307万円に対し、収入額3,901万円で、収納率は14.83%、前年度14.21%を0.62ポイント上回りました。

以上が、平成29年度市税等の収入決算額であります。

県内の経済情勢については、緩やかに持ち直しを続けているところであり、ハローワークが発表している有効求人倍率でも高い数値を示していることから、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、景気回復に向かうことが期待されておりますが、一方で、海外経済の不確実性などに留意する必要があるとされております。

本市におきましても、基幹産業である第一次産業において、子牛販売における平均価格の高値が続く一方で、漁獲高の減少等の不安な要素もあり、全体としていまだ厳しい状況にあります。

このように、市税等の徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も納税 意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を実施し、市民皆様や自治公 民館長の皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいりま す。

また、滞納繰越分の徴収対策につきましては、県と市の連携・協働による滞納整理を徹底し、 累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

壱岐市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、より一層の努力をいたす所存でありますので、引き続き、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、**国民健康保険**事業につきましては、平成29年度まで市町村が運営しておりましたけれども、本年4月からは、都道府県が財政運営の主体となって、市町村とともに国保制度を担うこととなり、この制度改正に伴って、国保制度に対する国からの財政支援の拡充が図られたところであります。

長崎県では、先般、市町ごとの保険料率の標準的な水準をあらわす数値として標準保険料率を 算定するとともに、各市町へ通知され、市町はこの標準保険料率を参考に保険税率を決定するこ ととなります。

本市では、長崎県から示された標準保険料率と同水準で保険税率を改正することとし、国民健康保険運営協議会で御検討いただき、その基礎となる所得が確定し、保険税率(案)を決定いたしました。結果として、市制施行以来初の税率引き下げとなった国民健康保険税条例の一部改正について議案を提出といたしております。

今後も、保健事業の推進等に取り組み、医療費の適正化に努めるとともに、保険税の収納率向上を図り、国民健康保険事業の安定的な運営に引き続き努めてまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、教育についてでございます。

まず、子どもの安全・安心の確保についてでございますけれども、5月10日午後5時15分ごろ、壱岐市湯本地区公民館裏の敷地にある庭において、石の置物(石燈籠のような4段重ねの石、高さ1.6メートル、上段の石の大きさは1.5メートル四方、厚さ35センチ程度)に登って遊んでいた小学2年生の男児が、石とともに落下し、落ちた石が横倒しになり、その石の下敷きになる事故が発生いたしました。

児童は、近隣住民皆様の適切で素早い対応のおかげで、事故発生から約1時間後には、ドクターへリで長崎医療センターへ緊急搬送されました。

救助にかかわっていただいた皆様に、改めて心から感謝を申し上げます。

児童は、骨盤骨折の大けがを負いましたが、幸い命に別状はなく、手術後の集中治療室での処置の後、5月23日には一般病棟に移り、現在では人工呼吸器も外され、リハビリにも懸命に頑張っております。

事故を受け、市内小・中学校・幼稚園に子供の安全確保について改めて指導を行い、社会教育施設、文化・体育施設や各学校及び市の関係施設の危険箇所の点検を行いました。

今後、このような事故が二度と発生しないよう、関係施設の管理を徹底してまいります。

次に、原子力**防災**につきましては、5月8日、UPZ圏内の松浦市、平戸市、佐世保市と本市の4市共同で、避難対策の充実に向けた取り組みに関し、県が先頭に立って国へ働きかけてもらうべく、県知事へ要望書を提出しております。これは、昨年4月21日に要望した内容とほぼ同じものとなりますけれども、玄海原子力発電所の3号機が再稼働し、4号機もその準備が進められている中、国の明確な対応が示されないため、今回、改めて行ったものであります。

さて、昨年、50年に1度と言われた豪雨が2度も発生いたしましたが、ことしも本格的な梅雨時期、そして台風シーズンへと入ってまいります。市では、関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、水・食糧を初めとする非常用品の準備、避難場所の確認など、いま一度防災への取り組みをお願いいたします。

平成30年5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数18件、救急発生件数735件となっております。昨年同期と比較いたしますと、火災は11件増、救急は同じ件数となっております。 今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、屋外での作業等の折には、小まめな水分補給を行っていただくとともに、市民皆様には体調管理に十分御注意をお願いいたします。 壱岐市消防団においては、本年度はポンプ操法大会の開催年であり、来る6月17日に勝本・ 芦辺地区、24日に郷ノ浦・石田地区、7月8日に壱岐市大会が行われます。壱岐市消防団は、 前回長崎県大会において、小型ポンプ操法の部で準優勝、ポンプ車の部で優勝を果たしており、 今回はダブル優勝を目標として練習に励んでいただいております。団員皆様を初め御家族の皆様、 地域の皆様や団員が所属される職場の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第であり、各分団 の御健闘を期待いたしております。

次に、議案関係について御説明をいたします。

本議会に提出した平成30年度**補正予算**の概要は、一般会計補正額2億1,680万円、各特別会計の補正総額880万円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は2億2,560万円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は274億8,680万円で、特別会計につきましては88億5,020万4,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、平成29年度予算の専決処分の報告2件、予算の繰越明許費繰越計算書の報告3件、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告1件、条例の改正に係る案件3件、計画の策定・見直し2件、市道路線の廃止1件、契約の変更・締結2件、平成30年度予算案件3件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

〇議長(小金丸益明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 報告第2号~日程第12. 報告第9号

○議長(小金丸益明君) 日程第5、報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告に ついてから日程第12、報告第9号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてまで、 以上8件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 本日上程いたしました報告並びに議案につきましては、担当部長等に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 原田市民部長。

〔市民部長(原田憲一郎君) 登壇〕

○市民部長(原田憲一郎君) 報告第2号並びに報告第3号を続けて説明させていただきます。

報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものです。本日の提出です。

次のページをお開きください。

専決第1号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、一部規程を除き、同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市税条例の一部について、平成30年4月1日から施行する必要があることから、平成30年3月31日付で、専決処分により改正するものです。

次のページをお開きください。

壱岐市税条例の一部を次のように改正します。内容については記載のとおりです。

議案関係資料1の1ページから23ページに新旧対照表を添付しておりますので、改正条例新 旧対照表で説明させていただきます。

別添議案資料の5ページをお願いします。

法人市民税関係ですが、第48条の改正は、内国法人の外国人関係会社などに係る所得の課税 の特例の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税額から控除する地方税法の改正に伴う規定の 整備でございます。

7ページをお願いします。

第52条の改正は、納付期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額補正がされ、 その後、さらに増額更生等があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち、延長後 の申告期限前に納付がされている部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することと する地方税法の改正に伴う規定の整備です。

12ページをお願いします。

固定資産税の課税標準の特例措置についてですが、地方の自主性などの観点から、各地方公共 団体が国が定める範囲の中で、地域の実情に応じ、特例割合等を定める地域決定型地方税制特例 措置、いわゆるわがまち特例が改正されたことから、国が定める範囲の中で、壱岐市が条例で定 めなければならない課税標準の特例割合を定めるものです。

附則第10条の2第1項は、公共の危害防止のために設置された施設等に係る固定資産税の課税標準額について、国の参酌基準が3分の1から2分の1に見直されたことによる改正です。

13ページをお願いします。

附則第10条の2第5項及び第8項は、津波防災地域づくりに関する法律の規定に指定避難施設が追加されたことによる特例措置です。定める特定割合は3分の2で、適用期間については、指定の翌年度から5年間になります。

附則第10条の2第12項から第14項は特定再生可能エネルギー発電設備のうち、水力を電気に変換するもので、総務省令で定める規模以上のもの、地熱で電気に変換するもので、総務省令で定める規模未満のもの及びバイオマスを電気に変換するもので、総務省令で定める規模未満のもので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得された発電設備についての特例措置です。定める特定割合は3分の2で、適用期間については取得の翌年度から3年間になります。

附則第10条の2第15項から第16項は、特定再生可能エネルギー発電設備のうち、特定太陽光発電設備及び特定風力発電設備に係るもので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得された発電設備についての特例措置です。定める特例割合は4分の3で、適用期間については取得の翌年度から3年間になります。

14ページをお願いします。

附則第10条の2第23項は、生産性革命実現に向けた中小企業の一定の設備投資についての特例措置です。定める特例割合は0で、適用期間については取得の翌年度から3年間になります。 17ページをお願いします。

附則第10条の3第12項は、バリアフリー改修が行われた劇場などに係る減額措置の創設に伴い、必要な手続を定めたものです。

18ページをお願いします。

附則第11条以降については、平成30年度の固定資産税の評価替に伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、現行の負担調整措置を継続することに伴う規定の整備です。そのほかについては、法律改正による字句や条項番号のずれが生

じた箇所を整備するものです。

施行期日は、附則第1条に記載のとおり、一部規定を除き平成30年4月1日から施行するものです。附則第2条から第3条は、今回の改正に係る市民税、固定資産税の規定について、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について。 説明部分は報告第2号と同様で、記載のとおりでございます。本日の提出です。

次のページをお願いします。

専決第2号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分です。

専決処分の理由は、報告第2号と同様に、上位法等の改正が平成30年3月31日に公布され、一部規定を除き4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市国民健康保険税条例の一部について、平成30年4月1日から施行する必要があることから、3月31日、専決処分により改正するものです。

次のページをお願いします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

内容については記載のとおりでございます。

議案資料の1、24から27ページに新旧対照表を添付しておりますので、その対照表で説明 いたします。

資料の24ページをお願いします。

第2条の改正は、平成30年度から長崎県が県内の市・町とともに国民健康保険の運営を担い、 国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、課税額の定義の変更に伴う規定の整備でご ざいます。

資料の26ページをお願いします。

第23条の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の見直しです。物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて、2割と5割の軽減判定所得が引き上げられました。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額が27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数の数に乗ずべき金額が49万円から50万円に、それぞれ引き上げられました。

施行期日については、附則第1条に記載のとおり、平成30年4月1日から施行するものです。

附則第2条は、平成29年度分までの国民健康保険税について経過措置を定めるものです。 以上で、報告第3号の説明を終わります。

〔市民部長(原田憲一郎君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 松尾財政課長。

〔財政課長(松尾 勝則君) 登壇〕

○財政課長(松尾 勝則君) 報告第4号平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第12号)の専 決処分の報告について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算(第12号)について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第 1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,629万円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億2,396万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

専決処分の内容は、地方譲与税、地方消費税交付金及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う事業費の調整、それに伴う地方債の変更、また財源として計上しておりました過疎地域自立促進特別事業基金、ふるさと応援基金などについて、事業の実績に合わせた増減を行うとともに、本庁舎建設基金と学校施設整備基金への積立金等の補正が主な内容で、平成30年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等につきましては、記載のとおりでございます。

4から8ページにかけて、第2表地方債補正について記載しております。各起債対象事業費の確定により、起債の限度額をそれぞれ表に記載のとおり、補正後の限度額を変更しております。 起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により、主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定によりそれぞれ増額補正しております。

14から15ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税まで、交付額の確定によりそれぞれ増額補正しております。なお、10款地方交付税につきましては、特別交付税の3月交付額が確定し、総額で9億1,327万2,000円となっております。災害対策経費等の措置により、前年度と比較して1億4,891万7,000円の増額となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、公共土木施設等災害復旧事業に対し、極地激甚災害 の指定がなされたことに伴いまして、国庫負担金及び国庫補助金についてそれぞれ増額しており ます。

16から17ページをお開き願います。

15款県支出金、市町村権限移譲等交付金は、交付額の確定により増額補正しております。

次に、16款財産収入、アワビ種苗売り払い収入は、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので、464万4,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、17款寄附金、ふるさと応援寄附金は、3月末の寄附申込額の確定により、73万円を増額し、寄附金総額が2億6,073万円となっております。あわせて、歳出の2款1項6目企画費ふるさと応援基金への積立金も増額調整しております。

次に、18款基金繰入金の補正は、過疎地域自立促進特別事業基金で、離島航空路新規路線対策事業と、しま共通地域通貨発行事業の実績に合わせ、6,380万円の増額するほか、ふるさと応援基金、沿岸漁業振興基金、地域福祉基金、老人ホーム施設整備基金につきましても、実績によりましてそれぞれ減額しております。

18から19ページをお開き願います。

21款1項市債につきましても、公共土木施設等災害復旧事業の極地激甚災害の指定により、 国庫負担金が増額となったことに伴い、その補助裏として充当しておりました災害復旧事業債が 大幅な減となったほか、辺地過疎対策事業債などにつきましても、事業の実績に合わせた補正を 行っております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成29年度3月31日専決補正予算概要で御説明 いたします。

2から3ページをお開き願います。

この表の最上段、2款総務費1項1目一般管理費、本庁舎建設基金積立金及び最下段の9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金の増額補正につきましては、会計年度末におけ

る決算剰余金につきまして、今後の財政状況を鑑み、積み立てを行うものとし、積み立てがそれぞれ1億円となるよう、既予算額にそれぞれ9,000万円を増額しております。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金は、歳入の財産収入で御説明いたしました、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので、464万4,000円を増額して積み立てております。

そのほか、市町村権限移譲等交付金の実績に伴う財源調整、または起債対象事業費の確定による事業費の増額及び財源調整を行っております。

次のページをお開き願います。

基金の状況の見込みにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算書第12号の最後の30ページに、地方債現在高の見込みに関する調書について記載をいたしておりますが、平成29年度末現在高見込み額が270億7,656万2,000円となっております。

以上で、平成29年度壱岐市一般会計補正予算(第12号)について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長(松尾 勝則君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 永田建設部長。

〔建設部長(永田秀次郎君) 登壇〕

○建設部長(永田秀次郎君) 報告第5号について御説明いたします。

平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について、平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第 1項第3号の規定により、次のとおり専決処分を行いました。

平成29年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出補正予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成30年3月31日の専決でございます。

2ページをお開きください。

専決処分の内容でございますが、歳入財源で公共下水道事業の実績による市債を180万円増額し、それに伴います一般会計繰入金を減じる財源調整を行っております。

4ページに地方債補正の変更を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、報告を終わります。

〔建設部長(永田秀次郎君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 松尾財政課長。

〔財政課長(松尾 勝則君) 登壇〕

○財政課長(松尾 勝則君) 報告第6号平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算 書の報告について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方 自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございま す。

次のページをお開き願います。

平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、さきに議決をいただいておりました繰越明許費の総額32億2,062万4,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は29億2,330万5,520円でございます。

主な内容は、市役所庁舎耐震改修事業、道路橋梁新設改良事業、住宅建設事業、芦辺中学校校舎改築・改修事業、農地及び農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で、平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長(松尾 勝則君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 永田建設部長。

〔建設部長(永田秀次郎君) 登壇〕

○建設部長(永田秀次郎君) 報告第7号について御説明いたします。

平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。次のページをお開き願います。

芦辺地区漁業集落排水整備事業の分で、繰越明許費は、さきに議決をいただいておりました予算計上額5,900万円のうち、実際に繰り越した額は1,305万6,960円となりました。 内容は、管路の舗装復旧に要する経費でございます。

以上で、説明を終わります。

〔建設部長(永田秀次郎君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 松尾財政課長。

〔財政課長(松尾 勝則君) 登壇〕

○財政課長(松尾 勝則君) 報告第8号平成29年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算 書の報告について御説明申し上げます。

平成28年度長崎県原子力防災対策事業に係る事故繰越計算書を調整したので、地方自治法施 行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書により、昨年の市議会定例会6月会議で報告しておりました翌年度繰越額のうち、支出負担行為がなされたものが7億6,644万4,780円でございます。このうち支出命令がなされていないものが4億735万7,840円、さらに今後支出負担行為予定のものが45万9,100円で、この合計額4億781万6,940円を事故繰越によって翌年度へ繰り越した額としております。

長崎県原子力災害対策事業、長島・原島地区につきましては、平成28年度の12月補正予算で計上され、平成29年度への繰り越し事業となっておりましたが、工事着工後に生じた天候不良により建設資機材の海上運搬が計画どおりに進行せず、繰り越し年度内での完成が困難となったため、国・県の承認を受けて、今回、事故繰越の手続を行っております。

以上で、平成29年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長(松尾 勝則君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 永田建設部長。

〔建設部長(永田秀次郎君) 登壇〕

○建設部長(永田秀次郎君) 報告第9号について御説明いたします。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐 市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり、専決処分したので、地方自 治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでござ います。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。専決第5号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。平成30年5月29日の専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町の個人、損害賠償の額、5万8,067円。

損害賠償の理由でございますが、平成30年4月24日、午前10時35分ごろ、壱岐市石田

町印通寺浦、大地団地前市道において、壱岐市職員が上水道仕切り弁の開閉作業中、使用していた開閉器具に同市道を走行中の損害賠償相手方である個人所有の車両が接触し、損傷を与えたものでございます。

なお、本件の過失割合については、損害賠償の相手方は直進中であり、当日は雨天でもあり、 見通しが悪かったとはいえ、十分な確認を怠ったため接触しており、市が示談代行をお願いして いる保険会社との協議の結果、市側の責任割合は90%となっております。市の損害賠償額であ ります相手車両の修理代の市過失分については、損害保険会社から自動車損害共済金として支払 われることになります。

本件は、事故発生後、相手方の御理解もあり、早急に示談も成立しまして、営業上、相手方に 御迷惑をかけないよう、速やかな修理と損害賠償金の支払いが不可欠と考え、専決処分として報 告するものでございます。

大変申しわけなく思っております。今後、このような事故が起きないよう、業務上の安全確認 及び交通安全の徹底について厳しく指導を行い、再発防止に努めてまいりたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

〔建設部長(永田秀次郎君) 降壇〕

日程第13. 議案第39号

○議長(小金丸益明君) 次に、日程第13、議案第39号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。髙下保健環境部長。

〔保健環境部長(髙下 正和君) 登壇〕

〇保健環境部長(高下 正和君) 議案第39号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御 説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が県となり、各市町は県から示された市町村標準保険料率を参考にして、市町村ごとの保険料率を定める必要があり、このため、本市における保険税の算定方式及び保険税率について所要の改正を行うものでございます。 改正内容について御説明いたします。

まず、算定方式について、現行の4方式から資産割を廃止して、所得割、均等割、平等割の 3方式への改正でございます。長崎県国保連携会議におきまして、今後において県内統一の保険 料水準を目指すためには、保険料率の算定方式を統一する必要があるとの考えから、協議を重ね、 現在3方式で統一する方向で調整が進められています。その結果、本年3月に策定されました長 崎県国民健康保険運営方針におきまして、県内保険料水準の統一を目指すこととされ、また、県 への納付金を算定する際の算定方式も3方式、同じく県が各市町に示す標準保険料率の算定方式 についても3方式とされました。

このようなことから、県が示された長崎県国民健康保険運営方針並びに平成30年度国民健康保険事業納付金の額及び標準保険料率を参考に、資産割の抱える問題点を解決するため、資産割の廃止に向けて検討し、壱岐市の国民健康保険における税率を試算した結果、資産割を廃止することで税負担の公平性を保持しつつ、被保険者の負担増とならない税率で改正できるとの判断に至りましたので、3月に開催されました壱岐市国民健康保険運営協議会においても、経過並びに内容を説明し、御理解をいただいたところでございます。

改正の主な内容について、新旧対照表に沿って説明をいたします。新旧対照表をお開き願います。 初めに、国民健康保険基礎課税額、いわゆる医療給付分の改正でございます。

第3条は、所得割額の条項でございます。所得割を現行の8.6%を8.2%に改めるものでございます。

現行の5条の2、世帯別平等割の条項でございます。同規定の中で特定世帯、特定継続世帯以外の世帯の2万7,000円を2万2,300円に改めるものでございます。

6条からは後期高齢者支援金分の改正でございます。第6条は後期高齢者支援金等課税額の所得割の条項でございます。所得割率を現行の2.3%から2.96%に改めるものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額の条項でございます。同規定中の6,500円を8,200円に改めるものでございます。

7条の3は後期高齢者支援金分の世帯別平等割の条項でございます。同規定中の特定世帯、特定継続世帯以外の世帯7,000円を8,000円に改めるものでございます。

第8条からは、介護納付金分の改正でございます。第8条は介護納付金課税額の所得割の条項でございます。所得割率を現行の3%から2.36%に改めるものでございます。

9条の2は、介護保険金分の被保険者均等割額の条項でございます。同規定中の1万1,000円 を9,700円に改めるものでございます。

第9条の3は、介護納付金分の世帯別平等割額の条項でございます。同規定中の7,000円 を4,800円に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額の条項であり、記載のとおりでございますので御確認をお 願いいたします。

なお、保険税の合計で被保険者1人当たり平均では1万2,200円程度の減額となる見込み

でございます。

附則といたしまして、施行の期日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用し、適 用区分といたしまして、この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

以上で、議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長(髙下 正和君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小金丸益明君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を 省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小金丸益明君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小金丸益明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(小金丸益明君) 起立多数です。よって、議案第39号壱岐市国民健康保険税条例の一部 改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第40号~日程第23. 議案第49号

○議長(小金丸益明君) 次に、日程第14、議案第40号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第23、議案第49号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上10件を一括議題とします。ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。原田市民部長。

〔市民部長(原田憲一郎君) 登壇〕

○市民部長(原田憲一郎君) 議案第40号と議案第41号を続けて説明させていただきます。
議案第40号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

ついて、壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を 行うものです。

次のページをお願いします。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正します。内容については記載のとおりです。

議案関係資料1の35ページから39ページに新旧対照表を添付しておりますので、その対照 表で説明させていただきます。

資料1の37ページをお願いします。

第16条では、居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市長が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能としております。

資料の38ページをお願いします。

附則第2条において、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理を行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年としております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第41号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部 改正について、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の 改正を行うものです。

次のページをお願いします。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のよう に改正します。

その内容は、第10条第3項第4号を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、第10条第3項に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」の一号を加えます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。議案関係資料1の40ページ

に、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〔市民部長(原田憲一郎君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 本田企画振興部長。

〔企画振興部長(本田 政明君) 登壇〕

○企画振興部長(本田 政明君) 議案第42号武生水B辺地(変更)、渡良A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、東可須辺地(変更)、石田辺地(変更)、池田辺地(変更)、筒城辺地(変更)、志原A辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明を申し上げます。

武生水B辺地(変更)、渡良A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、東可須辺地(変更)、石田辺地(変更)、池田辺地(変更)、筒城辺地(変更)、志原A辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市道紺屋町亀丘2号線道路改良事業、郷ノ浦地区第2分団一部小型動力ポンプ積載車購入事業、勝本地区第3分団小型動力ポンプ積載車購入事業、渡良地区第4分団小型動力ポンプ購入事業、市道深江筒城線道路改良事業、石田地区第5分団小型動力ポンプ購入事業、石田地区第3分団2部小型動力ポンプ購入事業、水槽付消防ポンプ自動車整備事業及び中学校スクールバス購入事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することとなっております。

1ページから10ページは、各辺地の整備計画書でございます。各事業の実施事業、計画事業 費等を記載しております。なお、議案資料4に、平成30年度辺地対策事業の位置図、購入品目 等を添付しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長(本田 政明君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 永田建設部長。

〔建設部長(永田秀次郎君) 登壇〕

〇建設部長(永田秀次郎君) 議案第43号から議案第45号まで、続けて御説明申し上げます。 議案第43号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について御説明いたします。

壱岐市公営住宅等長寿命化計画を別冊のとおり作成することについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本

日の提出でございます。

別冊をご覧ください。

本計画書は、序章から第6章の構成としております。計画書の1ページをお開きください。

序章、公営住宅等長寿命化計画の目的です。この計画の背景と目的は、平成18年6月に、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するための住生活基本法が制定され、住生活の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が示され、本市においても平成25年3月に、壱岐市公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。本計画が平成29年度で中間年度を迎えるに当たり、地域の特性や住宅事情に応じた総合的な活用方針を再検討し、長寿命化を推進するための維持管理計画の見直しを行うものでございます。

平成29年度末現在、本市が管理しております公営住宅等は120棟784戸のうち、公営住宅が106棟732戸、特定公共賃貸住宅が2棟14戸、単独住宅が12棟38戸となっております。そのうち、既に耐用年数を経過している住宅が242戸、さらに、10年後には、新たに超過する住宅が38戸となります。

壱岐市公営住宅等長寿命化計画は、厳しい財政状況下におきまして、建替え、改善、修繕、用途廃止などの適切な手法の選択のもとで、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコスト――LCCと申しますけど――の縮減を図ることを目的として策定するものでございます。

2から3ページには、計画の位置づけ、計画期間、計画の構成を記載しております。この計画は、平成27年10月策定の壱岐市総合計画を上位計画といたしまして、壱岐市住宅マスタープラン住生活基本計画における市営住宅政策に関する部門計画として位置づけ、公営住宅等における建替え事業、公営住宅ストック総合改善事業、平常的な維持管理について方針を定めるものです。

この計画期間は、管理する住宅ストック全体の点検、修繕、改善サイクル等を勘案した上で、 一定期間を確保する必要がございますので、平成30年から39年度までの10年間とします。 なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じまして、おおむね5年ごとに見直しを行うものといたします。

第1章、4ページから27ページですが、公営住宅等ストックの状況として、壱岐市の概要、 公営住宅等のストックの現状、入居者の状況、空き家募集の状況、入居者アンケート調査の結果 を記載しております。

第2章、35ページです。

長寿命化に関する基本方針、ストックの状況の把握・修繕の実施・データの管理に関する方針、 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針を記載をしており ます。

第3章、36ページから50ページです。

団地別・住棟別の事業手法の選定であります。事業手法の選定については、平成28年8月改定の国土交通省公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、フローに従って行うものとし、1次判定から3次判定まで行っております。

1次判定のフローが40ページから42ページ、2次判定のフローが43ページから45ページであり、第3次判定の手法が46ページでございます。3次判定では、1次、2次判定を踏まえ、集約や再編等の可能性、事業費の試算及び事業実施時期の調整、長期的な管理の見通しを検討した上で、計画期間内に実施可能な事業手法を決定します。

その最終的に決定した内容が49、50ページでございます。

団地、住棟ごとに、平成25年次当初計画について、今回見直しということで検討した内容を示し、それに基づき、平成30年から平成39年の実施計画、その後10年ごとの実施計画を記載しております。例えば、古城団地1棟でございますが、平成25年次には個別改善であったものが、今回、検討内容で、近年改善を実施しているため、平成30年からの実施計画期間内は維持管理としております。ということで、団地、住棟ごとの内容については、記載のとおりでございます。

以上に基づき、第4章51ページから61ページに、公営住宅における各種実施方針を、点検、 計画修繕、改善事業、建替え事業それぞれの実施方針を記載しております。

第5章、62、63ページですが、長寿命化のための事業実施計画、計画修繕、改善事業の実施予定一覧、建替え事業の実施予定一覧を記載しております。

最後に、第6章、64ページから65ページ、今回の見直しによる長寿命化のための維持管理 による効果について、まとめを示しております。

従来の対処療法型の維持管理から、定期的な点検を実施し、公営住宅等のストックの状況を把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施することで、公営住宅等の長寿命化が図られ、LCCの縮減につながり、定期点検により現状を把握しながら、適切な修繕や改善を実施することで、公営住宅等の安全確保を図ることができます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第44号について、御説明いたします。

市道路線の廃止について、市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。本日の提出です。

提案理由でございますが、廃道のため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を 求めるものでございます。 次のページに、廃止路線調書、位置図、平面図を添付しております。

路線番号3311、南2号線は、隣接市道を農道として整備を行ったため。路線番号3347、南雨ノ神線、路線番号3920、嶺線、路線番号3926、亀松線、3路線は、市道を農道として整備を行ったため。路線番号3796、片山丸田線は、採石場の一部であり、市道としての機能を有していないため。

以上の理由により、廃止するものです。

議案第44号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第45号壱岐市役所庁舎耐震改修工事(勝本庁舎)建築工事請負契約の変更 について、御説明を申し上げます。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事(勝本庁舎)建築工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事 (勝本庁舎) 建築工事。

契約の方法、随意契約。当初は制限つき一般競争入札。

変更後契約金額、1億9,145万8,080円。現契約金額、1億7,280万円。今回、 1,868万5,080円の増額でございます。

契約の相手方、壱岐市勝本町本宮仲触199、株式会社倉本建設壱岐市店、支店長橋本裕樹氏でございます。

提案理由でございますが、耐震改修工事建築工事において、外構工事及び内外装工事の追加等 により、所要の変更契約を行うものでございます。

次のページをお開きください。

参考資料といたしまして、まず、外構工事の追加変更箇所を図示しております。いずれも、来 庁される市民の方の安全面を考慮し追加しております。

次のページをお開きください。

内外装工事の1階部分の追加変更箇所を図示しております。安全衛生の面、また、使用しやすいように玄関ロビー、便所等の変更を行っております。

次のページをお開きください。

内外装工事の2階部分の追加変更箇所を図示しております。1階と同じように、安全衛生の面、 使用しやすいように階段手すり、便所、和室等の変更を行っております。

なお、以上のような追加工事等によりまして、不測の日数を要することから、工期の終期を、 当初の平成30年6月30日までを2カ月間延長いたしまして、平成30年8月31日までとし ております。 以上で、議案第45号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長(永田秀次郎君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 下條消防長。

〔消防長(下條 優治君) 登壇〕

〇消防長(下條 優治君) 議案第46号水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締結についてを 御説明いたします。

議案第46号水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締結について、水槽付消防ポンプ自動車 1台購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議 会の議決を求めるものです。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車1台購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、5,875万2,000円。
- 4、契約の相手方、福岡市博多区東那珂1-18-6、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行。

入札の結果につきましては、次のページに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。 提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防長(下條 優治君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 松尾財政課長。

〔財政課長(松尾 勝則君) 登壇〕

○財政課長(松尾 勝則君) 議案第47号平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

平成30年度壱岐市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,680万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274億8,680万円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるもので ございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。 本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。 4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正、1、変更で、壱岐市役所庁舎耐震改修事業の債務負担の期間につきまして、事業の進捗状況を考慮し、平成31年度までとしております。

5から6ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、変更で、過疎対策事業債の限度額4億5,590万円を4億7,160万円に、1,570万円を増額しております。社会資本整備総合交付金事業で実施予定でありました道路改良事業につきまして、補助要件の変更に伴う起債事業への振替のほか、八幡浦漁港の車どめ設置事業、箱崎漁協の製氷施設整備事業、防火水槽の新設事業につきまして、それぞれ国の補助金等内示により充当額の調整を行うものでございます。

次に、合併特例債の限度額25億6,000万円を24億9,000万円に、6,910万円を 減額しております。壱岐市役所庁舎耐震改修事業につきまして、国の社会資本整備総合交付金の 内示によるものでございます。

次に、土木債の限度額1億2,040万円を1億2,360万円に、自然災害防止事業債で久喜 地区急傾斜地崩壊防止対策事業に320万円を増額しております。

次に、災害復旧事業債の限度額1億4,900万円を2億100万円に、5,200万円を増額 しております。公共土木施設等災害復旧事業の単独事業分におきまして、前年度の起債対象額か ら超えた事業費について、今年度への振替による年度間の調整を行うものでございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、不足する一般財源について、普通交付税で6,843万7,000円を増額しております。

次に、12款1項2目災害復旧費分担金、農地等災害復旧費受益者分担金は、去る4月24日の豪雨により発生しました災害につきまして、農地15カ所分の災害復旧事業費4,200万円に対して10%、農業用施設5カ所のうち、ため池2カ所分の災害復旧事業費800万円に対して5%の受益者負担として、合計460万円を計上しております。

次に、14款2項4目農林水産業費国庫補助金、経営体育成支援事業補助金は、当該国庫補助 事業の採択を受け、事業者が行うトラクターなどの農業用機械導入に係る経費のうち、補助対象 事業費の10分の3の補助で、上限額の300万円を追加しております。

次に、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、先ほど地方債補正で説明をいたしましたが、道路改良事業におきまして、補助要件の変更により交付金の対象外となった事業につ

いて703万8,000円の減額を行い、また、市役所庁舎耐震改修事業につきまして、交付金の内示を受け、7,264万円を追加するとともに、充当先の歳出費目において財源調整を行っております。

次に、6目消防費国庫補助金、消防防災施設等整備費補助金は、当初2期の予定で予算計上しておりました防火水槽の新設工事につきまして、今回、全体で3期分の補助金内示があり、事業費の2分の1の269万3,000円を増額しております。

次に、3項5目消防費委託金、女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業委託金は、消防庁からの全額補助で採択を受けまして、消防団フェスタの経費やラッピングバスでのPRなど、消防団への加入促進の取り組みに係る経費に対し、403万3,000円を追加しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金は、箱崎漁協の製氷施設整備に対する浜の活力再生交付金など7件の補助金内示を受け、総額で2,190万5,000円を追加しております。

次に、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、4月に発生しました農地等災害20カ所分の災害復旧事業費に対し、農地50%、農業用施設65%の補助率で、 既予算計上額に3,270万円を増額しております。

次に、3項6目教育費県委託金、県研究指定校研究事業委託金は、鯨伏小学校、石田小学校が 実施する校内研究事業に対し、140万5,000円を追加しております。

次に、18款1項1目基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金につきましては、日仏交流 160周年事業の一環として展開される、芸術文化交流事業に係る自治体負担の財源として、 216万円を増額しております。

次に、20款4項2目雑入、コミュニティ助成金、地域防災組織育成事業として、自主防災組織の防災資機材整備のほか、コミュニティー団体等の備品購入費に対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、610万円を追加しております。

21款市債につきましては、5から6ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料3の平成30年度6月補正予算案概要で説明いたします。 資料の2から3ページをお開き願います。

3款2項4目保育所費におきまして、来年4月開設予定の、石田町幼保連携型認定こども園の 駐車場を確保するため、用地購入費として425万1,000円を追加しております。

次に、5款1項3目農業振興費におきましては、資料の4から5ページにかけまして、生産組合や農地組合法人などが行う施設整備や機械導入に対し、国、県の40から50%の補助を受けて支援する経営体育成支援事業など4件の事業、合計で640万3,000円を計上しておりま

す。

また、5目農地費、荒廃農地等利活用促進交付金事業は、耕作放棄地となった農地の再生化と担い手への利用促進を図るため、営農団体が行う基盤整備等に対し、国55%、県27.5%の補助を受け、市の12.5%を合わせて交付するもので、177万7,000円を追加しております。

次に、3項2目水産業振興費、水産業強化支援事業は、魚価の向上とコスト低減を目的として、 箱崎漁業協同組合が行う製氷施設の整備に対し、浜の活力再生交付金55%の補助採択を受け、 市の22.5%を合わせて交付するもので、2,480万円を追加しております。

次に、6から7ページをお開き願います。

8款1項2目非常備消防費で、女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業につきましては、歳入のほうで説明いたしましたとおり、消防庁からの100%の補助採択を受け、消防団への加入促進に係る経費につきまして、403万4,000円を追加しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の6,300万7,000円の追加及び2項1目 公共土木施設災害復旧費の5,200万円の増額補正につきましても、地方債の補正または歳入 のほうで説明いたしましたとおり、災害復旧に係る測量設計業務及び工事費についてそれぞれ計 上しております。

以上で、議案第47号平成30年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長(松尾 勝則君) 降壇〕

〇議長(小金丸益明君) 髙下保健環境部長。

〔保健環境部長(髙下 正和君) 登壇〕

〇保健環境部長(高下 正和君) 議案第48号及び議案第49号を続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第48号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ415万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,220万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ286万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億74万3,000円とします。

第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。 8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款1項保険給付費等交付金について、特別交付金286万2,000円 を、6款1項繰入金については、一般会計からの繰入金129万6,000円をそれぞれ追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費として、高額療養費制度の見直しに伴う自庁のシステム改修委託料として129万6,000円を追加し、8款1項繰出金として、診療施設勘定への繰出金286万2,000円を計上いたしております。

13ページ、14ページをお開き願います。

直営診療施設勘定でございますが、第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

15ページから17ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款1項事業勘定繰入金286万2,000円を計上いたしております。 20ページ、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目施設管理費として、レントゲン画像処理機の更新費として 286万2,000円を追加をいたしております。

これで、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、 御説明いたします。

平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億1,335万7,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細の総括を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項一般会計繰入金として178万円を追加をいたしております。 10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項2目認定調査費として、調査員の賃金78万円を追加し、3款 3項1目包括的支援事業任意事業費として、調剤情報連携システムの医師会への負担金として 100万円を追加をいたしております。

これで、議案第49号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔保健環境部長(髙下 正和君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第24. 陳情第2号~日程第25. 要望第1号

○議長(小金丸益明君) 次に、日程第24、陳情第2号壱岐海域における海砂採取に関する陳情 及び日程第25、要望第1号壱岐島開発総合センターの調理室等の改修についての要望について の2件を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第2号及び要望第1号につきましては、お手元に写しを配付い たしておりますので、説明にかえさせていただきます。

〇議長(小金丸益明君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月14日木曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時28分散会